別冊１

浅江中学校移転改修事業

要求水準書

令和５年１０月

光市

― 目 次 ―

１　総則 **1**
（１）本書の位置づけ 1
（２）基本的な考え方 1
（３）遵守すべき法令等 1
（４）事業実施スケジュール 3
（５）対象施設 3
（６）業務範囲 4
（７）市提供資料の取扱い 4

２　設計に関する要求水準 **4**
（１）対象業務 4
（２）業務実施体制 4
（３）業務の要求水準 4
（４）設計業務に係る提出書類 5

３　施工に関する要求水準 **5**
（１）対象業務 5
（２）業務実施体制 5
（３）業務の要求水準 5
（４）施工に係る提出書類 7

４　工事監理に関する要求水準 **7**
（１）対象業務 7
（２）業務実施体制 7
（３）業務の要求水準 7
（４）工事監理に係る提出書類 7

５　リスク分担表..... **8**

※ 別添資料

別添資料１「設計業務提出書類及び成果品一覧」

別添資料２「施工提出書類等一覧」

別添資料３「工事監理業務提出書類及び成果品一覧」

1　総則

（1）　本書の位置づけ

本書は、光市（以下「市」という。）が、浅江中学校移転改修事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者の募集・選定に当たり、応募者を対象に交付する「募集要項」と一体のものとして、本事業の業務遂行について、事業者に要求する最低限満たすべき水準を示すものである。

（2）　基本的な考え方

浅江中学校の移転に先立ち、移転先である旧光丘高等学校の改修を行う。

改修については、「光市学校施設等長寿命化計画」第５章「基本的な方針を踏まえた施設整備の水準」を参考に、本要求水準及び別添「改修要求項目」に示した項目(工期、予算、工事箇所、工種など)の改修を行う。

参考「光市学校施設等長寿命化計画」

HP(https://www.city.hikari.lg.jp/material/files/group/106/gakkou_tyoujumyouka.pdf)

（3）　遵守すべき法令等

本事業の遂行に際しては、設計業務及び施工に対する提案内容に応じて、関連する以下の法令、条例、規則、要綱（以下「法令等」という。）を遵守し、各種基準、指針等は、本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にすること。なお、以下に記載の有無に関わらず本事業に必要な法令等を遵守すること。

適用法令及び適用基準は、各業務着手時の最新版を使用すること。

ア　法令・施行令・施行規則等

- 計量法
- 消防法
- 労働安全衛生法
- 労働基準法
- 電気事業法
- 騒音規制法
- 振動規制法
- 学校保健安全法
- 建築基準法
- 建築士法
- 建設業法
- 建築物における衛生環境の確保に関する法律
- エネルギーの使用の合理化に関する法律
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

・大気汚染防止法
・石綿障害予防規則
・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
・ガス事業法
・下水道法
・電気設備に関する技術基準を定める省令
・電気用品安全法
・電気工事士法
・その他、本事業の遂行に関連する法令・施行令・施行規則等

イ　条例等

・山口県建築基準条例
・光市暴力団排除条例
・その他、本事業の遂行に関連する条例等

ウ　基準・指針等

・学校環境衛生基準（文部科学省スポーツ・青少年局長通知）
・官庁施設の総合耐震計画基準
・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
・官庁施設の環境保全性に関する基準
・グリーン診断・改修計画基準
・公共建築工事積算基準
・山口県福祉のまちづくり条例設計マニュアル
・建築工事設計図書作成基準
・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
・木造建築工事標準仕様書
・建築物解体工事共通仕様書
・建築設計基準
・建築構造設計基準
・建築工事標準詳細図
・擁壁設計標準図
・構内舗装・排水設計基準
・公共建築工事積算基準
・公共建築数量積算基準
・公共建築工事内訳書標準書式
・建築工事内訳書作成要領（建築工事編）
・公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
・建築設備計画基準
・建築設備設計基準
・建築設備工事設計図書作成基準

・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
・公共建築工事設備工事標準図（電気設備工事編）
・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
・公共建築工事設備工事標準図（機械設備工事編）
・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
・建築設備耐震設計・施工指針
・建築設備設計計算書作成の手引
・高圧受電設備指針
・公共施設用照明器具（(一社) 日本照明器具工業会）
・公共建築設備数量積算基準
・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）・同解説
・建築工事内訳書作成要領（設備工事編）
・公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
・建築工事安全施工技術指針
・建築保全業務共通仕様書
・工事写真の撮り方建築編・建築設備編（公共建築協会編）
・営繕工事写真撮影要領
・内線規程（社団法人日本電気協会需要設備専門部会編）
・高圧受電設備規程（社団法人日本電気協会使用設備専門部会編）
・高調波抑制対策技術指針（社団法人日本電気協会電気技術基準調査委員会編）
・非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針（有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会）
・建築物の解体等に係る石綿飛散対策防止マニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）
・その他、本事業の遂行に関連する基準・指針等

（４）　事業実施スケジュール

本事業の実施スケジュール（案）

実施内容	スケジュール
設計業務契約締結	令和５年１１月中旬予定
施工契約締結	令和６年予定
業務期間	契約締結日から令和７年３月３１日まで

（５）　対象施設

旧光丘高等学校

校舎（普通教室棟、管理特別教室棟）　鉄筋コンクリート造　４階建て

体育館　鉄骨造　２階建て

武道場　鉄骨造　平屋建て

プール　鉄筋コンクリート造

その他付属設備（電気設備、給排水設備、空調設備、消防設備）

参考資料：旧光丘高等学校配置図、旧光丘高等学校施設一覧

（６）　業務範囲

ア　改修工事の設計

イ　改修工事の施工

ウ　改修工事の工事監理

（７）　市提供資料の取扱い

ア　市が提供する対象校の図面等の資料は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。

イ　事業者は、提供された資料等を本事業に係わる業務以外で使用しないこと。また、不要になった場合には、速やかに返却すること。

ウ　提供した資料等を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理した上、事業終了までにすべて廃棄すること。

２　設計業務に関する要求水準

（１）　対象業務

ア　設計積算業務

イ　その他、付随業務（劣化度調査、各種設備点検（空調設備、消防設備、電気設備、給排水設備、各種使用建材のアスベスト調査））

（２）　業務実施体制

事業者のうち、設計業務を行う者は、業務を行うに当たって、責任者の立場で、建築一式工事の設計趣旨・内容を総括的に反映でき、現場で生じる各種課題や市からの求めに対し、的確な意思決定ができる一級建築士の資格を有する者を管理技術者として配置すること。

なお、業務の履行期間中において、管理技術者を事業者が変更する場合又は市が著しく不適当とみなした場合、事業者は、速やかに適正な措置を講じ、市の承諾を得ること。

（３）　業務の要求水準

ア　設計業務

（ア）　一般的要件

ａ　設計内容について､定期的に市と課題事項等を協議するとともに進捗状況等を報告し、適宜打合せ議事録簿を作成して相互に確認すること。

ｂ　現場・現物・状況を必ず確認し、それらと相違の無い設計を行うこと。

（イ）　要件

ａ　対象施設の劣化度調査、各種設備の点検、及び各種使用建材のアスベストの含有状況調査を行い、本要求書記載の業務期間内及び事業費上限以内で施工が可能な改修計画を市と協議の上作成し、設計・積算を行うこと。

ｂ　劣化度調査、各種設備の点検、アスベスト調査に係る電気や上下水道に係る経費は受注者においてすべて負担すること。

ｃ　業務期間中、施設のカギは貸与する場合は、責任をもって施設の管理を行うこと。

d　建築基準法に基づき、確認申請等に係る所定の手続きを行うこと。

（４）　設計業務に係る提出書類

別添資料１「設計業務提出書類及び成果品一覧」参照

３　施工に関する要求水準

（１）　対象業務

ア　施工

イ　その他、付随する業務

（２）　業務実施体制

事業者は、施工業務を遂行するに当たって、建設業法（昭和２４年法律第１００号）の規定を遵守すること。

なお、施工業務の履行期間中において、建設業法に規定する監理技術者若しくは主任技術者を事業者が変更する場合又は市が著しく不適当とみなした場合、事業者は、速やかに適正な措置を講じ、市の承諾を得ること。

（３）　業務の要求水準

ア　施工

（ア）　一般的要件

a　令和７年３月３１日までに工事を完了すること。

b　施工期間中は、仮囲い等により安全対策を講じること。また、教育現場であることに配慮し、作業員に対して指導を行うなど、良好な教育環境を確保すること。

c　施工期間中は、工事の施工に伴う事故及び災害の防止に努めること。

d　火気を使用する作業を実施する際は、火気取扱いに十分注意するとともに、作業場の養生、消火設備の設置等、火災防止の徹底を図ること。

e　施工期間中に学校の器物や掲示物等を破損しないように十分注意すること。万が一、破損事故等が発生した場合は、速やかに市に連絡し、指示に従うこと。

f　工事車両等の現場への出入りについては、周辺道路などを汚さないように十分注意すること。また、舗装面等を損傷した場合は、速やかに復旧すること。

g　環境負荷の低減に貢献するよう、施工期間中の廃棄物の削減等に配慮するとともに、再生資源の積極的活用に努めること。

h　施工内容について､施工計画書に基づき定期的に市と課題事項等を協議するとともに、適宜打合せ議事録を作成して相互に確認すること。

i　アスベストが発見された場合には、適切に処分を行うこと。なお、アスベストの運搬及び処分に係る費用は協議の上決定する。

（イ）　工事用電力、水道、ガス等

a　施工期間中に要する工事用電力、上水道、ガスは既存施設の範囲内を有償で使用できることとする｡また､開栓閉栓等に係る手続きに係る費用についても事業者負担とする。

b　電気主任技術者の立会に要する費用等は、事業者負担とする。

（ウ）　現場作業日・作業時間

a　現場作業時間は、原則として午前８時３０分から午後５時までとする。

b　現場作業日・作業時間によらず、大きな騒音、振動を伴う作業を実施する際は、事前に市と協議すること。

（エ）　工事現場の管理

a　建設業法等に規定されている現場標識を適切な場所に掲示すること。

b　学校敷地内に現場事務所及び作業員詰所等を設営する場合は、位置、期間を明らかにした上で、事前に市と協議すること。

c　現場事務所及び作業員詰所等の設営に関わらず、対象施設内での喫煙は禁止とする。

d　対象施設内での飲食は禁止とする。

e　工事用車両の駐車場及び資材置場等は、原則、学校敷地内を使用すること。

f　工事用車両は交通ルールを厳守し、学校敷地内及び近隣地域において、交通事故、交通障害等が発生しないように十分留意すること。

g　敷地内の施設やグラウンドは事業者の責任において適正に管理すること。

h　車両の通行が禁止されている道路において、工事用車両を通行させる場合は、警察署の許可を得ること。

i　施工期間中は、原則として施設内のトイレは利用できないものとし、専用の仮設トイレを設置すること。

イ　その他、付随業務

（ア）　事前調査業務

工事着手前に現地調査を実施し、施工計画を策定すること。

（イ）　各種関係機関との調整業務

a　既設受変電設備の交換又は増設を行う場合は、必要に応じて工事の着手前に電気事業者及び電気主任技術者と協議し、その結果を市に報告すること。

b　都市ガス又はＬＰガスの供給に要する工事を実施する場合は、必要に応じて工事の着手前にガス事業者と協議し、その結果を市に報告すること。

c　施工期間中に火災警報装置等の防災システムが支障となる場合は、工事の着手前に関係機関と協議し、その結果を市に報告すること。なお、当該工事に伴い発生する費用の負担は、市及び事業者の協議により決定する。

d　施工期間中に支障となる設備、システム等がある場合は、工事の着手前に市と協議すること。なお、当該工事に伴い発生する費用の負担は、市及び事業者の協議により決定する。

f　事業者は、本事業に伴い諸官庁検査（電気・ガス事業者含む。）を要する工事が発生した場合は、必要に応じて検査に立会うこと。また、諸官庁届出書類及び検査記録を市に報告すること。

g　施工期間中に学校敷地内において、市が発注する他案件の工事や作業等が発生した場合、互いに事業を円滑に進めるよう、市を通じて別途工事等の請負者と十分調整を行うこと。

h　各種関係機関との調整において、市の協力が必要な場合、市は必要に応じこれに協力する。

i　事業者の責任及び費用において、施工業務遂行による近隣住民の生活環境が受ける影

響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施すること。また、近隣からの苦情等については、事業者の責任において、市及び事業者を窓口として、適切に対処すること。

（ウ）　検査業務

ａ　事業者は、工事が完了した時点で、市の検査を受けなくてはいけない。

ｂ　事業者は、契約完工予定日までに市の完成検査を受けること。

（４）　施工に係る提出書類

別添資料２「施工提出書類等一覧」参照

４　工事監理業務に関する要求水準

（１）　対象業務

ア　工事監理業務

イ　その他、付随する業務

（２）　業務実施体制

事業者のうち、工事監理業務を行う者は、業務を行うに当たって、責任者の立場で、建築一式工事の設計趣旨・内容を総括的に反映でき、現場で生じる各種課題や市からの求めに対し､的確な意思決定ができる一級建築士の資格を有する者を管理技術者として配置すること。

なお、業務の履行期間中において、管理技術者を事業者が変更する場合又は市が著しく不適当とみなした場合、事業者は、速やかに適正な措置を講じ、市の承諾を得ること。

（３）　業務の要求水準

ア　工事監理業務

（ア）　一般的要件

ａ　事業者は、本要求水準書、事業者提案、業務契約書等に基づき、建築基準法及び建築士法に規定される工事監理者を設置し、設計図書と工事内容の整合性の確認及び諸検査等の工事監理を行うこと。

ｂ　設計段階から、施工・整備、施設の引渡しまで、工事施工者との調整を適宜行い、完成し予定日に確実に引き渡しができるよう、工程管理を行うこと。

ｃ　建物の性能・品質が確保されるよう、必要な対策を講じること。

（イ）　要件

ａ　工事監理者は、事業者を通じて、工事監理の状況を毎月本市に書面等にて報告すること。

ｂ　工事監理者は、設計調整、設計変更に対する本市、設計者及び工事施工者との調整を行うこと。

（４）　工事監理に係る提出書類

別添資料３「工事監理業務提出書類及び成果品一覧」参照

5　リスク分担表

本業務で想定されるリスク及び発注者と事業者のリスク分担は次表を基本とするが、詳細は特定後から設計及び施工契約までの間に協議の上決定する。

1 共通事項

リスク	内容	負担者	
		発注者	事業者
募集要項（要求水準書を除く）	募集要項等の記載事項の誤り、又は変更に係るリスク	○	
要求水準書	要求水準書の変更に伴うリスク	○	
	事業者が要求水準書を満たせないリスク（ただし、前記要求水準書の変更がなされた場合を除く。）		○
応募	応募費用の負担に関するリスク		○
設計施工契約	発注者の責めに帰すべき事由により締結できない場合又は延期の場合のリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由により締結できない場合のリスク		○
金利・物価変動	物価・労務費変動のリスク（変動の程度により協議）	○	○
法令の変更	本事業に直接関連する法令（税制度を除く。）の新設又は改正に伴う発注者による大幅な仕様等の変更に係るリスク	○	
	本事業に直接関連する法令（税制度を除く。）の新設又は改正に伴う上記以外の変更に係るリスク		○
税制度の変更	事業者の利益に課せられる税制度の変更及び新設に伴うリスク		○
	消費税率の変更、新たな税項目の設定など、上記以外の税制度の変更に係るリスク	○	○
許認可取得	発注者の責めに帰すべき事由により必要な許認可が取得できない場合又は遅延の場合のリスク	○	

	事業者の責めに帰すべき事由により必要な許認可が取得できない場合又は遅延の場合のリスク		○
住民対応	発注者が行う業務、又は発注者の責めに帰すべき事由による住民運動、訴訟等のリスク	○	
	事業者が行う業務、又は事業者の責めに帰すべき事由による住民運動、訴訟等のリスク		○
環境問題※騒音・振動・大気汚染・水質汚濁・臭気等	発注者が行う業務、又は発注者の責めに帰すべき事由による環境問題に係るリスク	○	
	事業者が行う業務、又は事業者の責めに帰すべき事由による環境問題に係るリスク		○
セキュリティ	発注者の責めに帰すべき事由による警備不備に係るリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由による警備不備に係るリスク		○
自然災害等	自然災害、暴動、騒乱等のうち、発注者及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的事象によるリスク	○	
債務不履行	発注者の責めに帰すべき事由による債務不履行のリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由による債務不履行のリスク		○

2 設計・施工・工事監理

リスク	内容	負担者	
		発注者	事業者
測量・調査	発注者が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するリスク（参考として提示する図書については対象外とする。）	○	
	事業者が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するリスク		○
用地瑕疵	計画用地の瑕疵によるリスク	○	

設計変更	発注者の責めに帰すべき事由による設計変更に係るリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由による設計変更に係るリスク		○
空調設備損傷	発注者の責めに帰すべき事由による既設施設の損傷に係るリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由による既設施設の損傷に係るリスク		○
	第三者の責めに帰すべき事由による工事中の既設施設の損傷に係るリスク		○
建設費増大	発注者の責めに帰すべき事由による費用増大に係るリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由による費用増大に係るリスク		○
工期遅延	発注者の責めに帰すべき事由による工期遅延に係るリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由による工期遅延に係るリスク		○
供用遅延	発注者の責めに帰すべき事由により、供用開始が遅延するリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由により、供用開始が遅延するリスク		○
機器・備品	発注者が調達する機器、備品に関するもの	○	
	事業者が調達する機器、備品に関するもの		○
自然災害等	自然災害、暴動、騒乱等のうち、発注者及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的事象により事業がストップした場合のリスク	○	

別添資料1 「設計業務提出書類及び成果品一覧」

成果品一覧

成果品は学校別に提出することとする。

No.	成果物	提出部数	提出媒体
1	実施設計図	各1部	A2判、CD－R
	■建築（総合）設計図		
	表紙（建築）		
	特記仕様書（建築）		
	付近見取図		
	配置図		
	総合仮設計画図		
	全体工事計画図		
	各階平面図		
	各種詳細図		
	断面図		
	■機械設備設計図		
	表紙（機械設備）		
	特記仕様書（機械設備）		
	各階既設空調設備図		
	空調系統図		
	空調機器表		
	詳細図		
	■電気設備設計図		
	表紙		
	特記仕様書（電気）		
	既設電気系統図		
	各階電気設備図		
	電気系統図		
	屋外電気設備図		
	詳細図（受変電設備改修）		
2	積算関係資料	各1部	A4判、CD－R
	■工事費内訳明細書		
	（建築・電気設備・機械設備）		
	■内訳明細書データ		
	（建築・電気設備・機械設備）		
	■積算数量算出書		
	（建築・電気設備・機械設備）		
	■積算数量調書		
	（建築・電気設備・機械設備）		
	■見積等比較表		
	見積書原本、単価根拠資料		
3	設計資料	各1部	A4判、CD－R
	■各記録書（打合せ記録簿）		

提出書類一覧（契約関係）

	提出書類	提出部数	提出期限	摘要
☑□	業務着手届	2部	契約後速やかに	
☑□	現場代理人並びに主任技術者届	2部	契約後速やかに	
☑□	成果報告書	2部	完成後速やかに	
☑□	業務完了通知書	2部	完成後速やかに	
☑□	請求代金請求書	1部	完成検査後	
☑□	引渡書	2部	完成検査直後	

提出書類一覧（設計業務関係）

	提出書類	提出部数	提出期限	摘要
☑□	重要事項説明書	1部	契約後速やかに	
☑□	業務計画書	2部	契約後速やかに	概要、工程表、組織表、技術者名簿、管理技術者、資格等の写し
☑□	打ち合わせ記録簿	2部	打合せ時	

・ ☑□…必ず提出すること

・ □…場合によって提出するもの、任意提出

・ 参考様式…定まった様式はないので、貴社の様式でも可

・ 市指定様式…市指定する様式なので、他の様式は要相談

・ 設計図書特記事項と重複する書類がある場合は設計図書特記事項を優先する。

（注意事項）

：建築（総合）・設備設計図は、適宜、追加してもよい。

：成果物は、監督職員の指示により、製本とする。

：設計原図の材質（A2版トレッシングペーパー程度）3つ折り図面紙ケース共）

※設計図、設計書（明細書）は市の参考書式があります。

：CADデータ、DXFまたはJWW形式とPDFデータとする。

設計書の内訳の数量の算出は、次に定める方法によること。

建築工事「建築数量積算基準・同解説」建築工事建築数量積算研究会制定

発行 （財）建築コスト管理システム研究所

設備工事「建築設備数量積算基準・同解説」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

発行 （財）経済調査会

建築工事「建築工事内訳書作成要領建築工事編」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

編集・発行 （財）建築コスト管理システム研究所

設備工事「建築工事内訳書作成要領設備工事編」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

編集・発行 （財）建築コスト管理システム研究所

建築工事、設備工事「建築工事内訳書標準書式」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

編集・発行 建設工業経営研究会

（財）建築コスト管理システム研究所

別添資料2 「施工提出書類等一覧」

提出書類一覧（工事関係）

	提出書類	提出部数	提出期限	摘要	備考	
☑	再生資源利用計画書（ﾘｻｲｸﾙ法関連）	1部	入札後速やかに	リサイクル法適用工事の場合は提出すること。	市指定様式	1
☑	再生資源促進計画書（ﾘｻｲｸﾙ法関連）	1部	入札後速やかに	リサイクル法適用工事の場合は提出すること。	市指定様式	2
☑	説明書（ﾘｻｲｸﾙ法関連）	1部	入札後速やかに	リサイクル法適用工事の場合は提出すること。	市指定様式	3
☑	告知書の写し（ﾘｻｲｸﾙ法関連）	1部	入札後速やかに	リサイクル法適用工事の場合は提出すること。	市指定様式	4
☑	建設廃棄物処理計画書（ﾘｻｲｸﾙ法関連）	1～2部	入札後速やかに	リサイクル法適用工事の場合は提出すること。	市指定様式	5
☑	工事材料使用承諾願	2部	決定後速やかに	各工種毎に、まとめて工事着工前に参考資料（カタログ・品質証明書・承認図面等）を添えて提出すること。監督員承認後使用すること。	参考様式	6
☑	下請負人届出書（下請負人予定書）	1～2部	下請契約後速やかに	下請の有無にかかわらず提出すること。下請負人欄に下請がまったくない場合には「下請なし」と記載の上提出すること。	市指定様式	7
☑	施工計画書	1～2部	当該工事着工前	工事概要、工程表、現場組織表、安全衛生管理計画、主要資材、施工方法(工種毎)、施工管理計画、緊急時の連絡、作業員名簿（作業主任者等有資格一覧）、再生資源の利用促進（産廃処理計画）、その他	様式自由	8
☑	工事カルテ（契約締結後、変更後、完了時）	各1部	契約締結後10日以内	請負金額500万円以上の場合提出すること。（CORINS）		9
☑	仮設工事計画(書)	1～2部	契約締結後10日以内	敷地の使用範囲、仮設建築物等の配置・平面計画、計画書を作成する。	様式自由	10
☑	実施工程表	1～2部	契約締結後10日以内	形式的なものでなく、内容の具体的な実施工程表をいう。（ネットワーク）	参考様式	11
☑	工事用図面製本	1～5部	契約締結後10日以内	工事年度、工事名、工期、施工業者名を記入し、A4版折り又は製本で提出すること（監督員の指示による）		12
☑	施工図（承認図）	1～2部	当該工事着工前	監督員の指示による	参考様式	13
□	残土処理に関する届	1部	当該工事着工前	残土処理が必要な場合	様式自由	14
□	生コンクリート配合設計書	1～2部	当該工事着工前	生コンを用いる工事は提出すること。	様式自由	15
□	指定建設機械を証明する資料	1部	当該工事着工前		様式自由	16
☑	施工体制台帳の写し	1～2部	決定後速やかに	下請負金額にかかわらず、提出すること。	参考様式	17
☑	施工体系図の写し	1～2部	決定後速やかに	下請負金額にかかわらず、提出すること。	参考様式	18
☑	1次下請契約書の写し	1部	決定後速やかに	下請負人届出書に添付し提出すること		19
☑	2次・3次下請契約書の写し	1部	決定後速やかに	下請負人届出書に添付し提出すること		20
☑	再下請負通知書（1次→2次→3次）	1～2部	決定後速やかに	下請負金額にかかわらず、提出すること。	参考様式	21
☑	作業員名簿（資格者証の写し）	1部	決定後速やかに	専門技術者、作業主任者、技能士を選任しなければならない工事は、現場内で本人確認写真を添付し提出すること。	参考様式	22
□	各種試験成績書等	1部	試験結果後速やかに	コンクリートの圧縮強度試験（JIS A1108）、鉄筋コンクリート用棒鋼の引張試験（JIS Z2241）及び曲げ試験（JIS Z2248）等。標準仕様書に準拠する。	様式自由	23
☑	打合記録簿	1～2部	検査後、打合後	質疑事項、検査指摘事項、打合事等記入し、記録を残してください。	参考様式	24
☑	再生資源利用実施書（ﾘｻｲｸﾙ法関連）	1部	工事完成時	リサイクル法適用工事の場合は提出すること。	参考様式	25
☑	再生資源促進実施書（ﾘｻｲｸﾙ法関連）	1部	工事完成時	リサイクル法適用工事の場合は提出すること。	参考様式	26
☑	工事日報	1部	工事完成時	日々の作業内容・資材搬入・作業時間・各種検査について記載してください。	参考様式	27
☑	工事写真	1部	工事完成時	「工事写真の撮り方」((社)公共建築協会) による。アルバムの表紙には、代表者印、社印を表紙に押印のこと。着工前の写真は必ず写し、完成時も同じアングルで写すこと。	参考様式	28
☑	竣工図書	1部	工事完成時	配置図、仕上表、排水系統、保全説明書等、各種試験成績表、完成図（設計図を訂正して提出A4版で折ること）		29
☑	工事完成写真	1部	工事完成時	全景撮影・各部完成外観撮影 必ず提出すること（特記なき場合は、工事写真に添付すること）		30
☑	保証書	1部	工事完成時	植栽1年（防水10年、プール5年）他		31
☑	工事完成図	1～2部	工事完成時	黒表紙（A4版）にて、年度、工事名、施工者等を記入し提出すること。		32
☑	マニフェスト類の写し（ﾘｻｲｸﾙ法関連）	1部	工事完成時	ｱｽﾌｧﾙﾄ塊、ｺﾝｸﾘｰﾄ塊、木材等廃材が出る場合は提出すること。D、E票の写し。		33
☑	安全日誌	1部	工事完成時	安全管理記録（KY活動、安全教育、店社パトロール、新規入場者教育）について記録してください。（提出は不要です検査時に閲覧します）	様式自由	34
☑	出荷証明書・納品書の写し	1部	工事完成時			35
☑	試運転記録簿	1部	工事完成時			36
☑	品質証明書	1部	工事完成時			37
☑	再生資源報告書（ﾘｻｲｸﾙ法関連）	1部	工事完成時	リサイクル法適用工事の場合は提出すること。		38
☑	産廃処理場との契約書・産廃処理業の許可証	1部	決定後速やかに	施工計画書に添付し提出すること		39
☑	産廃運搬業者との契約書・産廃運搬業の許可証	1部	決定後速やかに	施工計画書に添付し提出すること		40

提出書類一覧（契約関係）

	提出書類	提出部数	提出期限	摘要	備考	
☑	契約保証金（又は証書等）		現説書指定日まで	現金、有価証券、銀行等が発行した保証証書、保証事業会社が発行した保証証書、保険会社が発行した履行保証保険証書・公共工事履行保証証券 設計金額が1000万円以上の工事		1
☑	法第13条及び省令第4条に基づく書面・別紙（ﾘｻｲｸﾙ法関連）	1部	入札後速やかに	建設ﾘｻｲｸﾙ法/資材：ｺﾝｸﾘｰﾄ等、規模等：解体80㎡以上、新築増築500㎡以上、修繕・模様替1億円以上、建築物以外の工作物（設備工事）500万円以上以上。ﾘｻｲｸﾙ法適用工事の場合は提出すること。	市指定様式	2
☑	工事着工届	2部	契約後速やかに		市指定様式	3
☑	工程表	2部	契約後5日以内	工程は棒線で記入し、それぞれ日を明示すること。	市指定様式	4
☑	現場代理人並びに主任技術者届	2部	契約後速やかに	現場代理人は常駐でなければいけません	市指定様式	5
☑	監理技術者・専門技術者・作業主任者届	2部	着工日まで	監理技術者、専門技術者、作業主任者を選任しなければならない工事は提出すること。下請に付す契約金額が建築工事一式は4500万円以上、その他の工事については、3000万円以上となる場合は管理技術者（要資格）が必要。資格者証の写しを添付すること。	参考様式	6
☑	建設業退職金共済制度に関する届	1部	契約後5日以内	本制度に加入している場合、同等の保険等に加入している場合は提出	参考様式	7
☑	建設業退職金共済証紙使用内訳書	1部	工事完成時	本制度に加入している場合、同等の保険等に加入している場合は提出	参考様式	8
□	火災（建設工事）保険証書写（控）	1部	保険契約後速やか	監督職員から請求のあった場合のみ提出（契約期間は、工期+2週間まで）		9
	（前払）					10
☑	前払金請求書	1部	契約後速やかに		貴社様式	11
☑	保証証書（正・副）	各1部	契約後速やかに	必要であれば		12
	（部分払い）					13
□	出来形検査申請書	2部		契約書に記載された部分払回数による	市指定様式	14
□	部分払請求書	1部	出来型検査後		貴社様式	15
□	保証証書（正・副）	2部	認定後			16
	（完成払い）					17
☑	工事完成通知書	2部	検査の14日前（完成後速やかに）		市指定様式	18
☑	請求代金請求書	1部	完成検査後			19
☑	引渡書	2部	完成検査直後			20

工事現場での掲示

	提出書類	摘要	備考
☑	施工体系図の掲示	1次下請金額の合計が3000万円以上の場合、または建築1式工事で4500万円以上の場合 入契法第13条第3項に基づき設置する	
☑	建設業の許可証の掲示	建設業法第40条に基づき設置する	
☑	労災保険関係成立票の掲示	労働保険徴収法施工規則第74条に基づき設置する	
□	建設業退職金共済制度適用事業事業主工事現場標識(シール)の掲示	建設業退職金制度の対象者がいる場合「建設業退職金共済制度の運用方針」に基づき設置する	
□	有資格者一覧票の掲示	「作業主任者の選定を必要とする作業」や「資格を必要とする作業」を現場で行う場合、労働安全衛生規則等に基づき掲示する	
☑	緊急時連絡票の掲示		
□	指定建設機械を証明するシール	機械に貼り付け、工事写真として記録に残すこと。	
		※上記の掲示板を工事現場に掲げたときは、工事写真として記録に残しておくこと。	

- ☑…必ず提出すること
- □…場合によって提出するもの、任意提出
- 参考様式…定まった様式はないので、貴社の様式でも可
- 市指定様式…市指定する様式なので、他の様式は要相談
- 設計図書特記事項と重複する書類がある場合は設計図書特記事項を優先する。

別添資料3「工事監理業務提出書類及び成果品一覧」

成果品一覧

成果品は学校別に提出することとする。

No.	成果物	提出部数	提出媒体
1	実施設計図 ■建築(総合)設計図 表紙(建築) 特記仕様書(建築) 付近見取図 配置図 総合仮設計画図 全体工事計画図 各階平面図 各種詳細図 断面図 ■機械設備設計図 表紙(機械設備) 特記仕様書(機械設備) 各階既設空調設備図 空調系統図 空調機器表 詳細図 ■電気設備設計図 表紙 特記仕様書(電気) 既設電気系統図 各階電気設備図 電気系統図 屋外電気設備図 詳細図(受変電設備改修)	各1部	A2判、CD−R
2	積算関係資料 ■工事費内訳明細書 (建築・電気設備・機械設備) ■内訳明細書データ (建築・電気設備・機械設備) ■積算数量算出書 (建築・電気設備・機械設備) ■積算数量調書 (建築・電気設備・機械設備) ■見積等比較表 見積書原本、単価根拠資料	各1部	A4判、CD−R
3	設計資料 ■各記録書(打合せ記録簿)	各1部	A4判、CD−R

提出書類一覧(契約関係)

	提出書類	提出部数	提出期限	摘要
☑□	業務着手届	2部	契約後速やかに	
☑□	現場代理人並びに主任技術者届	2部	契約後速やかに	
☑□	成果報告書	2部	完成後速やかに	
☑□	業務完了通知書	2部	完成後速やかに	
☑□	請求代金請求書	1部	完成検査後	
☑□	引渡書	2部	完成検査直後	

提出書類一覧(設計業務関係)

	提出書類	提出部数	提出期限	摘要
☑□	重要事項説明書	1部	契約後速やかに	
☑□	業務計画書	2部	契約後速やかに	概要、工程表、組織表、技術者名簿、管理技術者、資格等の写し
☑□	打ち合わせ記録簿	2部	打合せ時	
☑□	日報	1部	完成検査後	

・ ☑□…必ず提出すること

・ □…場合によって提出するもの、任意提出

・ 参考様式…定まった様式はないので、貴社の様式でも可

・ 市指定様式…市指定する様式なので、他の様式は要相談

・ 設計図書特記事項と重複する書類がある場合は設計図書特記事項を優先する。

(注意事項)

改　修　要　求　項　目

外装関係

旧光丘高等学校 ➡ 新浅江中学校		
棟名	屋根	外壁
普通教室棟 渡り廊下含む	屋上全面改修 防水全面改修 （図書室屋上部分は断熱防水）	外壁全面改修（コンクリート、モルタル面） 損傷部補修 吹付塗装
管理特別教室棟 渡り廊下含む	屋上全面改修 防水全面改修	外壁全面改修（コンクリート面） 損傷部補修 吹付塗装
体育館		
武道場		
プール	プール管理棟外壁改修	プール管理棟屋上防水改修

設備関係

その他設備	給水設備改修 既存設備（コンクリート製受水槽30t（消防用15t+給水用15t兼用、高架水槽5t、揚水ポンプ2台、消火ポンプ1台） →消防用水槽と給水用水槽が兼用となっているので消防用水槽と給水用水槽を分離させる必要がある →給水用受水槽15t新設、高架水槽5t更新、揚水ポンプ取替、消防用ポンプ更新 受変電設備改修（空調機増設に伴う受電容量アップのため。）

内装関係　1階

旧光丘高等学校　1階			➡	**新浅江中学校**				
棟名	階数	旧教室名		新教室名	改修要求項目			
					内装	空調	LED照明	その他
普通教室棟	1	便所1		便所1	-	–	-	-
		スポーツ科学教室		図書室	○	○	○	間仕切り設置
共通事項		コモンホール		地域交流スペース	○	○	○	間仕切り設置
照明のLED化		便所2		便所2	○	–	○	便器の洋式化、湿式➡乾式、給排水管更新、
		売店		–	–	–	–	–
		昇降場		昇降場	○	–	○	
		多目的工作室		給食庫	○	–	○	給食置場へ改修、食缶置場、換気扇、冷蔵庫用コンセント設置
		便所3		便所3	○	–	○	便器の洋式化、湿式➡乾式、給排水管更新、
		廊下、階段		廊下、階段	○	–	○	階段(両側手すり、床ノンスリップシート)
		渡り廊下2		渡り廊下2	○	–	–	–
管理特別教室棟	1	更衣室		–	–	–	–	–
		生徒会室		–	–	–	–	–
共通事項		クラブ室1		–	–	–	–	–
照明のLED化		クラブ室2		–	–	–	–	–
		クラブ室3		–	–	–	–	–
		クラブ室4		–	–	–	–	–
		便所4		便所4	○	–	○	便器の洋式化、湿式➡乾式、給排水管更新
		地歴公民(書道)室		技術室	○	–	○	工作機械用コンセント増設、
		地歴公民準備室		技術準備室	–	–	○	
		会議室		ステップアップルーム	○	○	○	
		職員昇降場		職員昇降場	–	–	○	
		便所5		便所5	○	–	○	便器の洋式化、湿式➡乾式、給排水管更新、多目的トイレ設置
		倉庫		倉庫	–	–	–	–
		湯沸室		応接室	○	○	○	
		玄関(ホール)		玄関(ホール)	○	–	○	
		事務室		事務室	○	○	○	
		更衣湯沸		更衣湯沸	–	–	–	–
		倉庫作業		倉庫作業	–	–	–	–
		校長室		サポートスタッフルーム	○	○	○	
		保健室		保健室	○	○	○	
		被服実習室		被服実習室	○	–	○	
		被服準備室		被服準備室	–	–	–	–
		食物実習準備室		食物実習準備室	–	–	–	–
		食物実習室		食物実習室	○	–	○	
		廊下、階段		廊下、階段	○	–	○	階段(両側手すり、床ノンスリップシート)
		渡り廊下1		渡り廊下1	○	–	–	–

内装関係　1階

旧光丘高等学校　　1階			➡	**新浅江中学校**				
棟名	階数	旧教室名		新教室名	改修要求項目			
					内装	空調	LED照明	その他
体育館	1	体育館		体育館	○(床のみ)	－	○	床研磨塗装、非構造部材落下防止、換気扇新設
		ステージ		ステージ	－	－	○	ステージ幕類取替、放送設備改修
共通事項		玄関		玄関	○	－	○	
照明のLED化		器具庫		トイレ	○	－	○	男子、女子、多目的便所に改修
		教官室		倉庫	－	－	○	
		更衣室		更衣室	－	－	○	
		更衣室		更衣室	－	－	○	
		階段		階段	－	－	－	－
		渡り廊下		渡り廊下	－	－	－	－
武道場		武道場		武道場	○(床のみ)	－	○	床研磨塗装、非構造部材落下防止、換気扇新設、出入口スチールドア取替(アルミ化)
共通事項		器具庫		器具庫	－	－	－	－
照明のLED化		渡り廊下		渡り廊下	－	－	－	屋根張替、鉄骨塗装

改修要求項目について

内装　：　既設床、壁、天井仕上げを撤去し、床(ビニル床シート等)、壁(クロス・塗装等)、天井(化粧石膏ボード等)に張り替えること。

空調　：　文部科学省の「学校環境衛生基準」で望ましいとされる室温が保てる冷暖房能力の空調機を設置すること。

室内機は、天井カセット型、または天井吊り型が望ましい

既設エアコンはLPガス方式であるが、新設エアコンはLPガス方式、電気方式どちらでも良いものとする。

LED照明　：　既存の照明器具を撤去し、文部科学省の「学校環境衛生基準」で望ましいとされる照度が保てるLED照明を設置すること。

※その他詳細な工事内容については、市担当職員と現地で打ち合わせ決定し、提案価格の範囲内で事業(設計・工事)を実施する。

※納期遅延が予測される資材については、設計段階で市と工期について協議調整する。

内装関係　2階

旧光丘高等学校　2階			➨	新浅江中学校				
棟名	階数	旧教室名		新教室名	改修要求項目			
					内装	空調	LED照明	その他
普通教室棟	**2**	便所1		便所1	-	–	-	窓転落防止用手すり
		普通教室		普通教室	○	○	○	窓転落防止用手すり、タブレット充電保管庫用電源設置、間仕切り撤去、靴収納棚
共通事項		普通教室		普通教室	○	○	○	窓転落防止用手すり、タブレット充電保管庫用電源設置、靴収納棚
照明のLED化		普通教室		普通教室	○	○	○	窓転落防止用手すり、タブレット充電保管庫用電源設置、靴収納棚
		普通教室		普通教室	○	○	○	窓転落防止用手すり、タブレット充電保管庫用電源設置、靴収納棚
		茶道教室		普通教室	○	○	○	窓転落防止用手すり、タブレット充電保管庫用電源設置、既設和室撤去、靴収納棚
		便所2		便所2	○	–	○	便器の洋式化、湿式➨乾式、窓転落防止用手すり、給排水管更新
		普通教室		普通教室	○	○	○	窓転落防止用手すり、タブレット充電保管庫用電源設置、靴収納棚
		普通教室		普通教室	○	○	○	窓転落防止用手すり、タブレット充電保管庫用電源設置、靴収納棚
		普通教室		普通教室	○	○	○	窓転落防止用手すり、タブレット充電保管庫用電源設置、靴収納棚
		便所3		便所3	○	-	○	便器の洋式化、湿式➨乾式、窓転落防止用手すり、給排水管更新
		廊下、階段		廊下、階段	○	–	○	階段(両側手すり、床ノンスリップシート)、窓転落防止手すり
		渡り廊下2		渡り廊下2	○	–	–	
管理特別教室棟	2	図書室		多目的室	○	–	○	窓転落防止用手すり
		図書準備室		教育相談室	–	–	○	窓転落防止用手すり
共通事項		便所4		便所4	○	–	○	便器の洋式化、湿式➨乾式、窓転落防止用手すり、給排水管更新
照明のLED化		生物実験室		第1理科室	○	–	○	内装改修、空調設置、窓転落防止用手すり
		生物準備室		理科A準備室	–	–	–	窓転落防止用手すり
		文書デザイン教室		校長室	○	○	○	内装改修、窓転落防止用手すり
		更衣室(女子)		休養室	–	–	–	窓転落防止用手すり
		便所5		便所5	○	–	○	便器の洋式化、湿式➨乾式、、窓転落防止用手すり、給排水管更新
		更衣室(男子)		休養室	–	–	–	窓転落防止用手すり
		放送室		放送室	–	–	–	-
		印刷室		印刷室	–	–	–	窓転落防止用手すり
		職員室		生徒会会議室	○	–	○	内装改修、窓転落防止用手すり
		相談室		生徒会室	–	–	–	窓転落防止用手すり
		進路指導室		倉庫	–	–	○	窓転落防止用手すり
		生徒指導室		倉庫	–	–	○	窓転落防止用手すり
		LL教室		職員室	○	○	○	内装改修(床フリーアクセスフロア)、窓転落防止用手すり、湯沸場
		LL準備室						
		理科講義室		あさなえB	○	○	○	窓転落防止用手すり、既設実験机撤去、間仕切り
		理科準備室						
		物理準備室		あさなえA	○	○	○	窓転落防止用手すり、既設実験机撤去、間仕切り
		物理室						
		廊下、階段		廊下、階段	○	–	○	内装改修、階段(両側手すり、床ノンスリップシート)
		渡り廊下1		渡り廊下1	○	–	–	内装改修(天井、床、壁)

内装関係　3階

旧光丘高等学校　3階			➨	新浅江中学校				
棟名	階数	旧教室名		新教室名	改修要求項目			
					内装	空調	LED照明	その他
普通教室棟	**3**	便所1		便所1	-	–	-	窓転落防止用手すり
		普通教室		教材室	–	–	–	窓転落防止用手すり、間仕切り撤去
共通事項		普通教室		教材室	–	–	–	窓転落防止用手すり
照明のLED化		普通教室		教材室	–	–	–	窓転落防止用手すり
		普通教室		普通教室	○	○	○	窓転落防止用手すり、タブレット充電保管庫用電源設置、靴収納棚
		普通教室		普通教室	○	○	○	窓転落防止用手すり、タブレット充電保管庫用電源設置、靴収納棚
		便所2		便所2	○	–	○	便器の洋式化、湿式➨乾式、窓転落防止用手すり、給排水管更新
		普通教室		普通教室	○	○	○	窓転落防止用手すり、タブレット充電保管庫用電源設置、靴収納棚
		普通教室		普通教室	○	○	○	窓転落防止用手すり、タブレット充電保管庫用電源設置、靴収納棚
		普通教室		教材室	–	–	–	窓転落防止用手すり
		便所3		便所3	○	-	○	内装改修、窓転落防止用手すり
		廊下、階段		廊下、階段	○	–	○	階段(両側手すり、床ノンスリップシート)、窓転落防止手すり
		渡り廊下2		渡り廊下2	○	–	–	
管理特別教室棟	**3**	視聴覚室		多目的室	○	–	○	内装改修、窓転落防止用手すり
		教育相談室		教育相談室	–	–	○	窓転落防止用手すり
共通事項		倉庫		ー	–	–	–	ー
照明のLED化		便所4		便所4	–	–	–	便器の洋式化、湿式➨乾式、窓転落防止用手すり、給排水管更新
		美術教室		美術教室	○	–	○	内装改修、空調設置、窓転落防止用手すり
		美術準備室		美術準備室	–	–	–	窓転落防止用手すり
		楽器保管庫		楽器保管庫	–	–	–	窓転落防止用手すり
		暗室		暗室	–	–	–	
		音楽準備室		音楽準備室	–	–	–	窓転落防止用手すり
		音楽教室		第1音楽室	○	○	○	内装改修(音響に配慮した内装)、空調設置、窓転落防止用手すり
		コンピューター教室		第2音楽室	○	○	○	内装改修(音響に配慮した内装)、空調設置、窓転落防止用手すり、
		情報管理室		英語準備室	–	–	○	窓転落防止用手すり
		マルチメディア教室		英語教室	○	–	○	窓転落防止用手すり
		化学実験準備室		理科準備室	–	–	–	窓転落防止用手すり
		化学実験室		第2理科室	○	–	○	空調設置、窓転落防止用手すり
		廊下、階段		廊下、階段	○	–	○	階段(両側手すり、床ノンスリップシート)、窓転落防止手すり
		渡り廊下2		渡り廊下2	○	–	–	

内装関係　2階

旧光丘高等学校　2階			➡	新浅江中学校				
棟名	階数	旧教室名		新教室名	改修要求項目			
					内装	空調	LED照明	その他
体育館	2	トレーニング場		―	―	―	―	―
		ギャラリー		―	―	―	―	―
共通事項		階段		―	―	―	―	―
照明のLED化								
プール		プール		プール	○	―	―	
共通事項		シャワー		シャワー	―	―	―	
照明のLED化		消毒槽		消毒槽	―	―	―	
		便所		便所	○	―	○	トイレ便器洋式化
		更衣室		更衣室	○	―	○	
		倉庫		倉庫	―	―	―	―
		管理室		管理室	―	―	―	―
					―	―	―	

内装関係　4階

旧光丘高等学校　4階			➡	新浅江中学校				
棟名	階数	旧教室名		新教室名	改修要求項目			
					内装	空調	LED照明	その他
普通教室棟	4	便所1		便所1	-	―	-	窓転落防止用手すり
		クラブ室		空	―	―	―	―
共通事項		普通教室		学年職員室・教材室	―	―	―	窓転落防止用手すり
照明のLED化		普通教室		女子更衣室	―	―	―	窓転落防止用手すり
		普通教室		学習室	―	―	―	内装改修、窓転落防止用手すり
		普通教室		普通教室	―	―	―	、窓転落防止用手すり、タブレット充電保管庫用電源設置、鞄収納棚
		普通教室		普通教室	―	―	―	窓転落防止用手すり、タブレット充電保管庫用電源設置、鞄収納棚
		便所2		便所2	―	―	―	便器の洋式化、湿式➡乾式、窓転落防止用手すり、給排水管更新
		普通教室		普通教室	―	―	―	窓転落防止用手すり、タブレット充電保管庫用電源設置、鞄収納棚
		普通教室		普通教室	―	―	―	窓転落防止用手すり、タブレット充電保管庫用電源設置、鞄収納棚
		普通教室		男子更衣室	-	-	-	窓転落防止用手すり
		便所3		便所3	―	-	―	便器の洋式化、湿式➡乾式、窓転落防止用手すり、給排水管更新
		廊下、階段		廊下、階段	―	―	―	階段(両側手すり、床ノンスリップシート)、窓転落防止手すり

1階

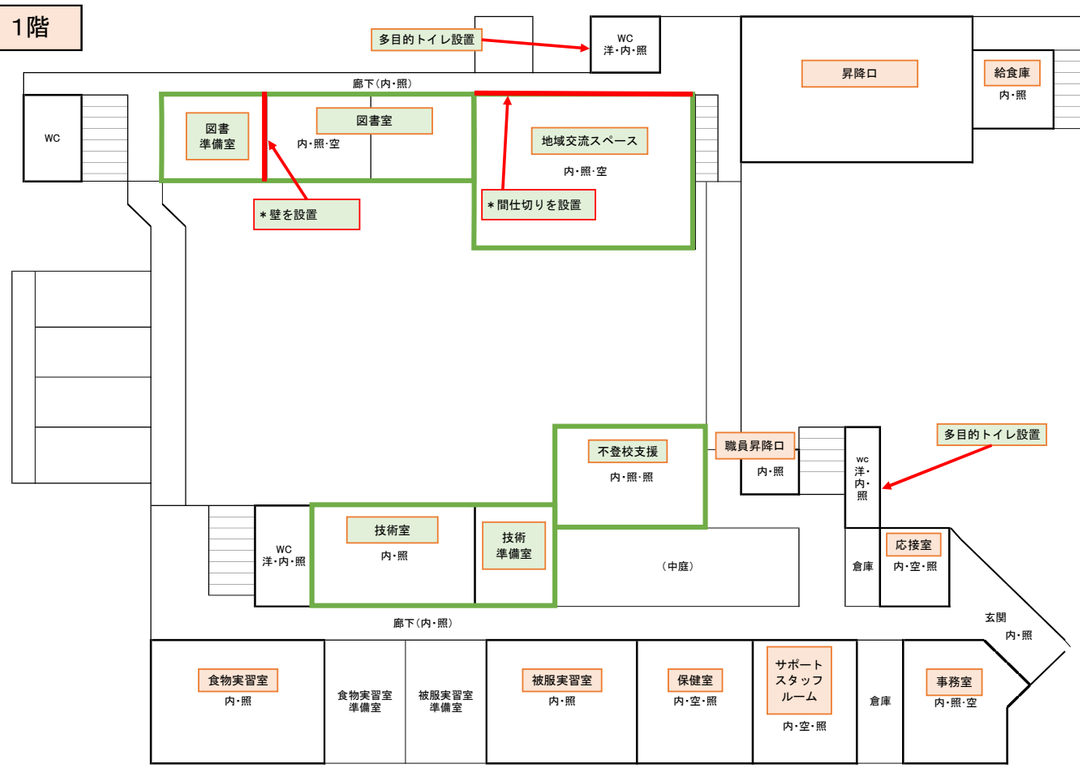

2階

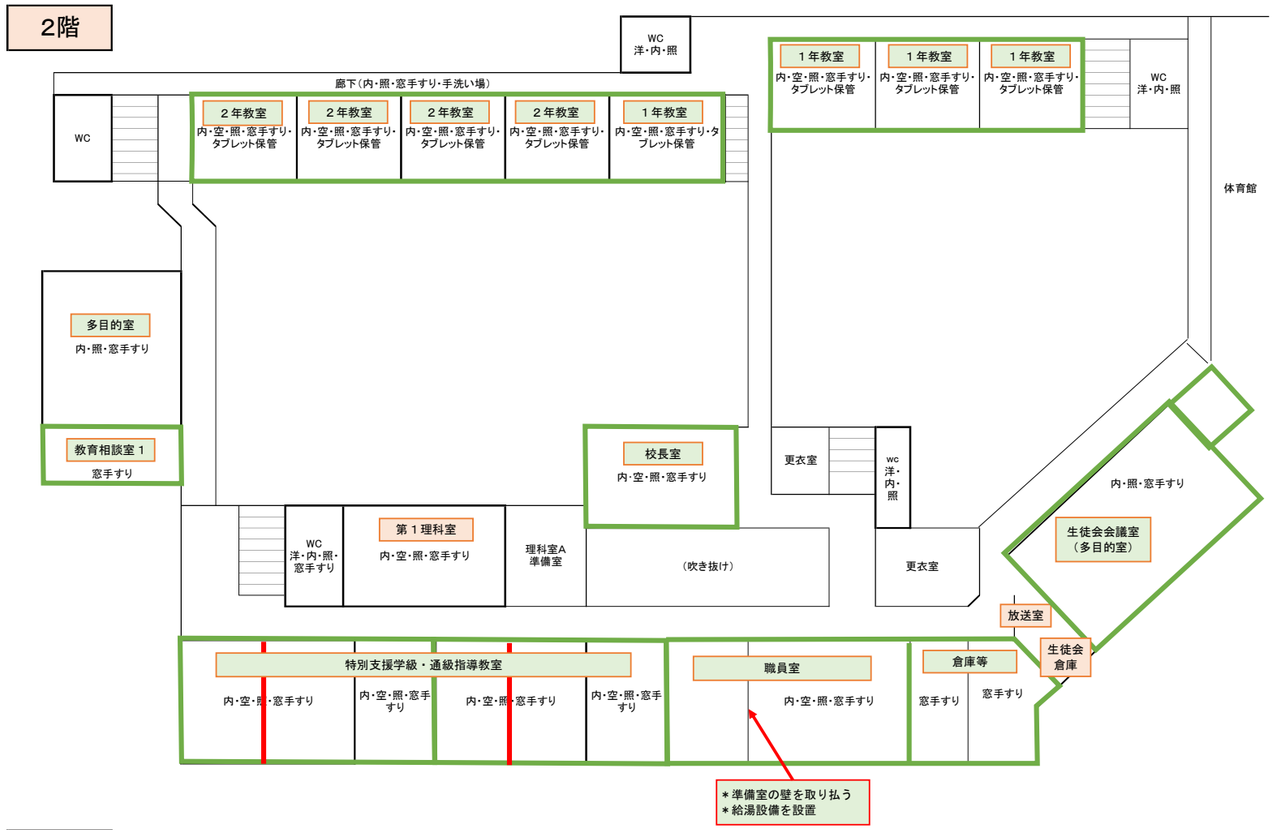

3階

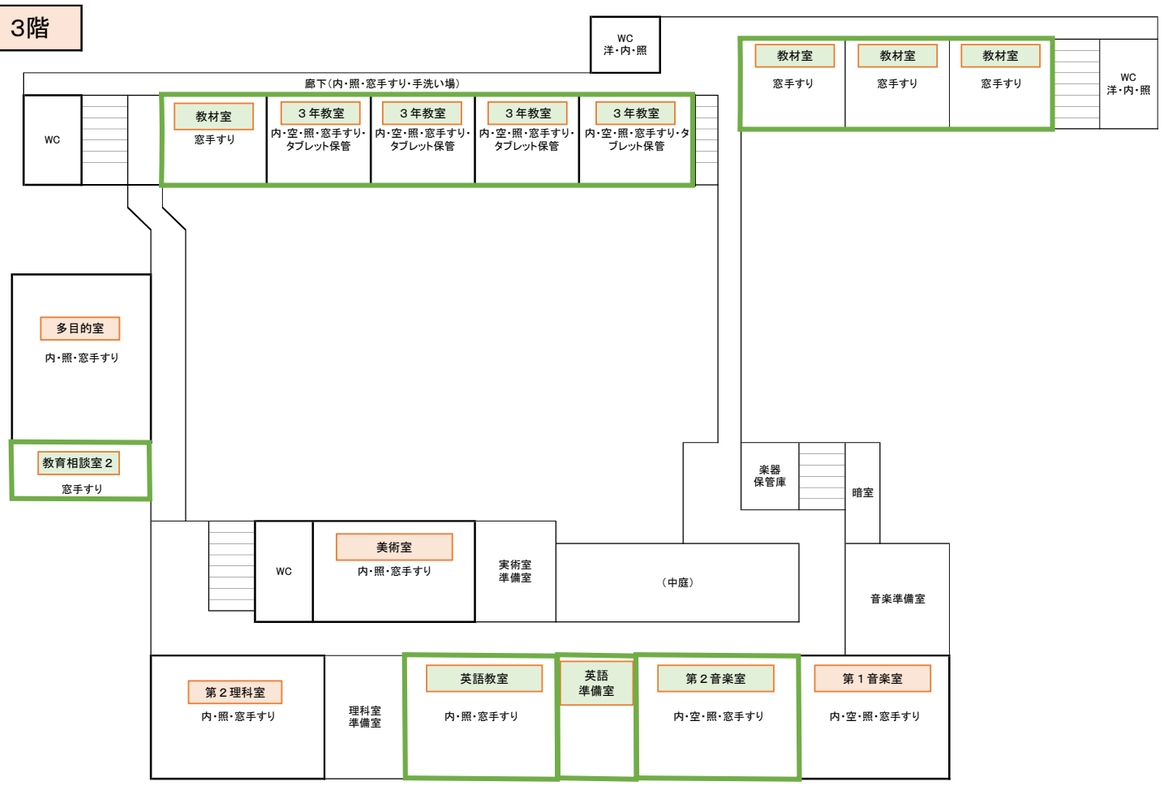

4階　※使用しない想定

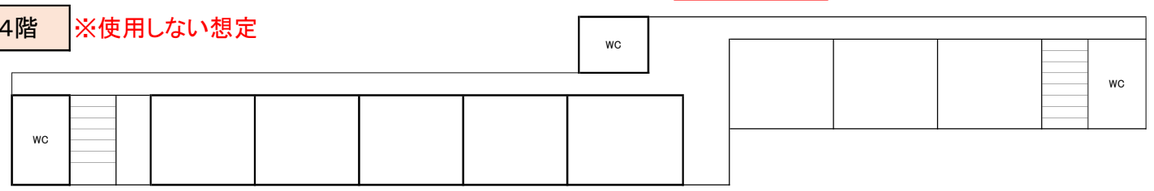

改修要求項目について
内　：　内装改修
空　：　空調整備
照　：　LED照明
洋　：　トイレ洋式化
タブレット保管　：　タブレット充電保管庫用電源設置
窓手すり　：　窓転落防止用手すり